

愛媛県統一コンセプトキャッチコピー等使用要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、愛媛県統一コンセプト「まじめ」のキャッチコピー「まじめえひめ」、スタンプロゴマーク及びまじめみきゃんのイラスト（以下「キャッチコピー等」という。）を使用する際に必要な事項を定め、もって愛媛県（以下「県」という。）の認知度向上及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(キャッチコピー等に関する権利)

第2条 キャッチコピー等に関する著作権は、県に属する。

(使用方法)

第3条 スタンプロゴマーク及びまじめみきゃんのイラストは、「まじめえひめスタンプロゴマーク及びまじめみきゃんデザインマニュアル」に従って使用しなければならない。

(使用料)

第4条 キャッチコピー等の使用は、無償とする。

(使用の申請)

第5条 キャッチコピー等を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ「まじめえひめキャッチコピー等使用許諾申請書（様式1）」に必要書類を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 知事は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許諾を要しない。

- (1) 県、市町及び県又は市町が構成メンバーとなっている団体が使用するとき。
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。
- (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用するとき。
- (4) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。

(使用の条件)

第6条 キャッチコピー等は、県及び県産品をPRする場合に使用することができる。

2 キャッチコピー等を、販売目的の品物（パッケージ含む。）（以下「商品」という。）及びその広告に使用する場合、当該商品は次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 農林水産物にあつては、愛媛県内で生産、収穫されたものであること。
- (2) 加工品（加工食品（清涼飲料及び果実飲料を除く。）及び非食品）については、

次のいずれかに該当すること。

ア 商品の主要な原材料が愛媛県内産であって、商品の製造又は加工の最終段階が県内事業者によって行われていること。

イ 商品の主要な原材料が愛媛県内産であって、愛媛県外の事業者により製造又は加工された商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われていること。

ウ 商品の主要な原材料が愛媛県外産で、その製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っている場合、又はその販売を県内事業者が行っている場合は、愛媛県特有の文化や技術を活かした商品であること。

(資格要件)

第7条 第5条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャッチコピー等の使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1号第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用の許諾)

第8条 知事は、第5条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャッチコピー等の使用を許諾するものとする。

- (1) 県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) 統一コンセプト「まじめ」及びキャッチコピー「まじめえひめ」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (4) キャッチコピー等を使用することにより、誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
 - (5) 宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき。
 - (6) 「まじめえひめスタンプロゴマーク及びまじめみきゃんデザインマニュアル」に従って使用しないおそれのあるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の趣旨及び目的に反する場合その他キャッチコピー等の使用が適当でないとき知事が特に認めるときは、キャッチコピー等の使用を許諾しないことができる。
 - 3 知事は、キャッチコピー等の使用を許諾するときは、「まじめえひめキャッチコピー等使用許諾通知書（様式2）」により、使用申請者に通知するものとする。
 - 4 知事は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。
 - 5 知事は、使用を許諾しないときは、「まじめえひめキャッチコピー等使用不許諾

通知書（様式3）」により、使用申請者に通知するものとする。

第9条 前条の規定に基づくキャッチコピー等の使用の許諾又は不許諾は、当該許諾又は不許諾に係る役務又は商品の特性、品質等に関する県の評価又は保証を伴わない。

（使用期間）

第10条 キャッチコピー等の使用期間は、原則として2年間以内とし、次項による場合を除き使用申請書に記載のとおりとする。

- 2 知事は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、許諾通知書に記載して通知する。
- 3 前各号の使用期間満了後において、キャッチコピー等を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第8条第1項の規定に基づく許諾を受けた者が、使用期間満了日までの間に、別段の申出を行ったときは、第5条第1項の申請があったものとみなす。

（許諾内容の変更）

第11条 キャッチコピー等を使用する者（以下「使用者」という。）は、許諾を受けたキャッチコピー等の使用内容を変更しようとするときは、「まじめえひめキャッチコピー等使用内容変更申請書（様式4）」を知事に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 知事は、キャッチコピー等の使用内容の変更を許諾する場合には、「まじめえひめキャッチコピー等使用内容変更許諾通知書（様式5）」により、使用者に通知するものとする。
- 3 知事は、キャッチコピー等の使用内容の変更を許諾しない場合には、「まじめえひめキャッチコピー等使用内容変更不許諾通知書（様式6）」により、使用者に通知するものとする。
- 4 第1項の申請については、第5条から第9条の規定を準用する。

（使用の廃止）

第12条 使用者は、キャッチコピー等の使用を廃止したときは、速やかにその旨を「まじめえひめキャッチコピー等使用廃止届出書（様式7）」により知事に届け出なければならない。

（許諾の取消）

第13条 知事は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第3項の使用許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第7条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき。

- (3) 第8条第4項の条件に違反したとき。
 - (4) その他知事が取り消すことが適当と認めたとき。
- 2 知事は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第14条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (4) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用の非独占性等)

第15条 この要綱による許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャッチコピー等を使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等について県が推奨を行うものではない。

(使用実績の報告)

第16条 知事は、使用者に対し、キャッチコピー等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第17条 知事は、キャッチコピー等の使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

【別記】 スタンプロゴマーク及びまじめみきゃんのイラストのデザイン

①まじめえひめスタンプロゴマーク



②まじめみきゃん

